

## 生活衛生関係営業等衛生問題検討会

### 引火性溶剤管理ワーキングチームの設置について（案）

#### 1. 目的

昨年、引火性溶剤使用によるクリーニング業者の建築基準法違反が発覚し、現在国土交通省で実態調査が行われているところであるが、国民が安全かつ安心してクリーニングサービスを利用できるようにするためには、クリーニング所における引火性溶剤の管理をこれまで以上に徹底することが求められる。

そのため、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に規定する引火性溶剤（有機溶剤）の管理方法について、営業者が講じている措置の実情把握及び管理方法の改善方策について検討を行うことにより、ドライクリーニングを営むクリーニング所での引火性溶剤の管理をより安全なものとするための検討を行うものとする。

#### 2. 検討事項

- (1) ドライクリーニングで使用する引火性溶剤（有機溶剤）の管理の在り方について
- (2) 引火性溶剤の管理に係るクリーニング所における衛生管理要領の見直しについて
- (3) その他必要な事項

#### 3. 構成員

消費者の代表、生活衛生関係営業に関する有識者、安全工学の専門家、ドライクリーニングに関する営業、機械及び溶剤の専門家等を予定